

## 12 準備書から評価書への主な修正点

環境影響評価準備書についての愛知県知事の意見等を勘案して、準備書の記載事項について検討を行った結果、評価書において修正する事項は、主に次のとおりである。

なお、環境要素ごとの調査、予測及び評価結果（第9章 総合評価）については、第8章の修正を踏まえ修正した。また、文章表現、語句、文字等の修正については適宜行った。

環境影響評価準備書		環境影響評価書	
ページ	内容	ページ	内容
1-1 (1)	管理者 <u>鈴木淳雄</u> （ <u>東海市</u> 市長）	1-1 (1)	管理者 <u>宮島壽男</u> （ <u>知多市</u> 市長）
2-24 (26)	表 2.2.14 注) 注) 2. <u>東海市清掃センター</u> のごみ収集車には、一般廃棄物の収集運搬業の許可を受けた業者の車両を含めている。	2-24 (26)	表 2.2.14 注) 注) 2. ごみ収集車には、一般廃棄物の収集運搬業の許可を受けた業者の車両を含めている。
2-27 (29)	図 2.2.14 (準備書までの経緯図)	2-27 (29)	図 2.2.14 (経緯図に、準備書知事意見、評価書等の部分を追加)
2-28 (30)	表 2.2.16(1) 工事中、供用時 ・エコドライブ、アイドリングストップ、制限速度の遵守を徹底する。	2-28 (30)	表 2.2.16(1) 工事中、供用時 ・エコドライブ、アイドリングストップ、制限速度、 <u>積載量</u> の遵守を徹底する。
	表 2.2.16(1) 工事中 ・運用の効率化や、 <u>アイドリングストップ</u> を徹底する。		表 2.2.16(1) 工事中 ・運用の効率化や <u>アイドリングストップ</u> の <u>遵守</u> を徹底する。
2-29 (31)	表 2.2.16(2) 工事中、供用時 ・エコドライブ、アイドリングストップ、制限速度の遵守を徹底する。	2-29 (31)	表 2.2.16(2) 工事中、供用時 ・エコドライブ、アイドリングストップ、制限速度、 <u>積載量</u> の遵守を徹底する。
	表 2.2.16(2) 工事中 ・運用の効率化やアイドリングストップを徹底する。		表 2.2.16(2) 工事中 ・運用の効率化やアイドリングストップの <u>遵守</u> を徹底する。

環境影響評価準備書		環境影響評価書	
ページ	内容	ページ	内容
2-30 (32)	表 2.2.16(3) 工事中、供用時 ・エコドライブ、アイドリングストップ、制限速度の遵守を徹底する。	2-30 (32)	表 2.2.16(3) 工事中、供用時 ・エコドライブ、アイドリングストップ、制限速度、 <u>積載量</u> の遵守を徹底する。
	表 2.2.16(3) 工事中 ・ <u>低振動型の運搬車両の使用に努める。</u> ・運用の効率化やアイドリングストップを徹底する。		表 2.2.16(3) 工事中 ・ <u>低速走行に努め、車両による振動の発生を抑制する。</u> ・運用の効率化やアイドリングストップの <u>遵守</u> を徹底する。
	表 2.2.16(3) 供用時 ・ <u>低振動型の運搬車両の使用に努める。</u>		表 2.2.16(3) 供用時 ・ <u>低速走行に努め、車両による振動の発生を抑制する。</u>
2-33 (35)	表 2.2.16(5) 動物、植物、生態系 工事中 ・ <u>エコドライブ、アイドリングストップ、制限速度の遵守</u> を徹底する。	2-33 (35)	表 2.2.16(5) 動物、植物、生態系 工事中 ・ <u>運用の効率化やアイドリングストップの遵守</u> を徹底する。
	表 2.2.16(5) 人と自然との触れ合いの活動の場、地域・・・ ・エコドライブ、アイドリングストップ、制限速度の遵守を徹底する。		表 2.2.16(5) 人と自然との触れ合いの活動の場、地域・・・ ・エコドライブ、アイドリングストップ、制限速度、 <u>積載量</u> の遵守を徹底する。
2-34 (36)	表 2.2.16(6) 温室効果ガス等 工事中、供用時 ・エコドライブ、アイドリングストップ、制限速度の遵守を徹底する。	2-34 (36)	表 2.2.16(6) 温室効果ガス等 工事中、供用時 ・エコドライブ、アイドリングストップ、制限速度、 <u>積載量</u> の遵守を徹底する。
3.3-29 (149)	(カ) ダイオキシシン類 対象事業は、焼却炉を2炉構成にする計画であり、施設規模 <u>4 t/時以上</u> に該当する。	3.3-29 (149)	(カ) ダイオキシシン類 対象事業は、焼却炉を2炉構成にする計画であり、施設規模 <u>2 t/時以上4 t/時未満</u> に該当する。

環境影響評価準備書		環境影響評価書	
ページ	内容	ページ	内容
3.3-32 (152)	ア 環境基準等 「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準を、表 3.3.30 (1) ～ (4) に示す。 事業実施区域は、工業専用地域に指定されており、騒音に係る環境基準（一般地域）は適用されない。	3.3-32 (152)	ア 環境基準等 「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準を、表 3.3.30 (1) ～ (4) に示す。 <u>道路に面する地域のうち、幹線交通を担う道路に近接する空間については、別に基準が定められている。</u> 事業実施区域は、工業専用地域に指定されており、騒音に係る環境基準（一般地域）は適用されない。
3.3-33 (153)	表 3.3.30(4) 出典 出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号）	3.3-33 (153)	表 3.3.30(4) 出典 出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号） <u>「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準について」（平成 13 年 1 月 5 日環大企 3 号）</u>
3.3-57 (177)	オ 特別緑地保全地区の指定状況 事業実施区域周辺を含む両市においては、「都市計画法」及び「都市緑地法」（昭和 48 年 9 月 1 日 法律第 72 号）に基づく特別緑地保全地区は <u>存在しない</u> 。	3.3-57 (177)	オ 特別緑地保全地区の指定状況 事業実施区域周辺を含む両市においては、「都市計画法」及び「都市緑地法」（昭和 48 年 9 月 1 日 法律第 72 号）に基づく特別緑地保全地区に <u>指定された地区はない</u> 。
7-9 (237)	表 7.2.1(2) 評価の手法 また、環境基準と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「二酸化窒素に係る環境基準について」 ・「大気汚染に係る環境基準について」	7-9 (237)	表 7.2.1(2) 評価の手法 また、 <u>環境基準等</u> と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「二酸化窒素に係る環境基準について」 ・「 <u>大気</u> の汚染に係る環境基準について」

環境影響評価準備書		環境影響評価書	
ページ	内容	ページ	内容
7-11 (239)	表 7.2.1(4) 評価の手法 また、環境基準と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「二酸化窒素に係る環境基準について」 ・「大気汚染に係る環境基準について」	7-11 (239)	表 7.2.1(4) 評価の手法 また、 <u>環境基準等</u> と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「二酸化窒素に係る環境基準について」 ・「大気 <u>の</u> 汚染に係る環境基準について」
7-16 (244)	表 7.2.1(9) 評価の手法 (続き) <基準・目標> ・「大気汚染に係る環境基準について」	7-16 (244)	表 7.2.1(9) 評価の手法 (続き) <基準・目標> ・「大気 <u>の</u> 汚染に係る環境基準について」
8.1-52 (334)	(b) 粉じん等 資材等の搬入車両による粉じんの発生については、 <u>環境保全措置</u> 等により定性的に予測した。	8.1-52 (334)	(b) 粉じん等 資材等の搬入車両による粉じんの発生については、 <u>環境配慮事項</u> 等により定性的に予測した。
8.1-60 (342)	a) 年平均値 年平均値の予測対象時期（工事開始後 28～39 か月目）における…。  b) 1 時間値 <u>二酸化窒素</u> 及び浮遊粒子状物質の 1 時間値の予測対象時期（工事開始後 35 か月目）における…。	8.1-60 (342)	a) 年平均値 <u>窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の年平均値</u> の予測対象時期（工事開始後 28～39 か月目）における…。  b) 1 時間値 <u>窒素酸化物</u> 及び浮遊粒子状物質の 1 時間値の予測対象時期（工事開始後 35 か月目）における…。
8.1-64 (346)	(a) 予測手順 掘削・盛土等の土工に伴う粉じんについて、 <u>環境保全措置</u> 等の工事計画の内容…に予測した。	8.1-64 (346)	(a) 予測手順 掘削・盛土等の土工に伴う粉じんについて、 <u>環境配慮事項</u> 等の工事計画の内容…に予測した。

環境影響評価準備書		環境影響評価書	
ページ	内容	ページ	内容
8.1-111 (393)	<p>(a) 二酸化窒素</p> <p>1) 年平均値  廃棄物等の運搬車両の走行による二酸化窒素の予測結果を、表 8.1.78 に示す。  道路端付近における将来予測濃度は、<u>0.019～0.025ppm</u>である。</p> <p>2) 1時間値  高濃度出現気象条件（弱風時：風速 1.0m/s 以下）における二酸化窒素の予測結果を、表 8.1.79 に示す。  道路端付近における将来予測濃度は、<u>0.060～0.066ppm</u>である。</p> <p>(b) 浮遊粒子状物質</p> <p>1) 年平均値  廃棄物等の運搬車両の走行による浮遊粒子状物質の予測結果を、表 8.1.80 に示す。  道路端付近における将来予測濃度は、<u>0.022～0.026mg/m<sup>3</sup></u>である。</p>	8.1-111 (393)	<p>(a) 二酸化窒素</p> <p>1) 年平均値  廃棄物等の運搬車両の走行による二酸化窒素の予測結果を、表 8.1.78 に示す。  道路端付近における将来予測濃度は、<u>地点 5（東海市浄化センター）で 0.025ppm、地点 6（北浜町緑地帯（古見駅付近））で 0.019ppm</u>である。</p> <p>2) 1時間値  高濃度出現気象条件（弱風時：風速 1.0m/s 以下）における二酸化窒素の予測結果を、表 8.1.79 に示す。  道路端付近における将来予測濃度は、<u>地点 5（東海市浄化センター）で 0.066ppm、地点 6（北浜町緑地帯（古見駅付近））で 0.060ppm</u>である。</p> <p>(b) 浮遊粒子状物質</p> <p>1) 年平均値  廃棄物等の運搬車両の走行による浮遊粒子状物質の予測結果を、表 8.1.80 に示す。  道路端付近における将来予測濃度は、<u>地点 5（東海市浄化センター）で 0.026mg/m<sup>3</sup>、地点 6（北浜町緑地帯（古見駅付近））で 0.022mg/m<sup>3</sup></u>である。</p>

環境影響評価準備書		環境影響評価書	
ページ	内容	ページ	内容
8.1-111 (393)	<p>2) 1時間値 高濃度出現気象条件（弱風時：風速 1.0m/s 以下）における浮遊粒子状物質の予測結果を、表 8.1.81 に示す。 道路端付近における将来予測濃度は、<u>0.058~0.078mg/m<sup>3</sup></u>である。</p> <p>3) 西知多道路の開通に伴う交通量の増加による影響（参考） <u>2030年度</u>に開通が予定されている西知多道路により交通量が・・・検討した。</p> <p><u>2030年度</u>に想定される交通量は、・・・である。</p>	8.1-111 (393)	<p>2) 1時間値 高濃度出現気象条件（弱風時：風速 1.0m/s 以下）における浮遊粒子状物質の予測結果を、表 8.1.81 に示す。 道路端付近における将来予測濃度は、<u>地点5（東海市浄化センター）で0.078mg/m<sup>3</sup>、地点6（北浜町緑地帯（古見駅付近））で0.058mg/m<sup>3</sup></u>である。</p> <p>3) 西知多道路の開通に伴う交通量の増加による影響（参考） <u>令和9年度（2027年度）</u>に開通が予定されている西知多道路により交通量が・・・検討した。</p> <p><u>開通後の令和12年度（2030年度）</u>に想定される交通量は、・・・である。</p>
8.2-4 (402)	<p>b 現地調査 交通量は、道路交通騒音と同日に<u>同じ</u>調査地点において、・・・調査した。</p>	8.2-4 (402)	<p>b 現地調査 交通量は、道路交通騒音と同日に<u>交通量</u>調査地点において、・・・調査した。</p>
8.2-17 (415)	<p>図 8.2.7 建設作業騒音の予測手順</p>	8.2-17 (415)	<p>図 8.2.7 建設作業騒音の予測手順 (等価騒音レベルの予測は行わないため、等価騒音レベルを削除し、整理した。)</p>
8.2-18 (416)	<p>(b) 予測式</p>	8.2-18 (416)	<p>(b) 予測式 (等価騒音レベルの予測は行わないため、等価騒音レベルに関する予測式を削除し、整理した。)</p>

環境影響評価準備書		環境影響評価書	
ページ	内容	ページ	内容
8.2-41 (439)	<p>&lt;西知多道路の開通に伴う交通量の増加による影響&gt;(参考) 2030年度に開通が予定されている西知多道路により交通量が…検討した。</p> <p>2030年度に想定される交通量は、…である。</p>	8.2-41 (439)	<p>&lt;西知多道路の開通に伴う交通量の増加による影響&gt;(参考) 令和9年度(2027年度)に開通が予定されている西知多道路により交通量が…検討した。</p> <p>開通後の令和12年度(2030年度)に想定される交通量は、…である。</p>
8.4-4 (452)	<p>b 現地調査 交通量は、道路交通振動と同日に同じ調査地点において、…調査した。</p>	8.4-4 (452)	<p>b 現地調査 交通量は、道路交通振動と同日に交通量調査地点において、…調査した。</p>
8.4-12 (460)	<p>(c) 予測条件 1) 交通条件 予測時期における…</p>	8.4-12 (460)	<p>(c) 予測条件 1) 交通条件 予測時期における… 2) 振動源の位置 振動源は予測地点の上下車線のそれぞれ中央に仮想的な車線を配置し、路面上(高さ0m)に配置した。</p>
8.4-12 (460)	<p>表 8.4.11 建設作業振動の予測事項 建設作業振動(80%レンジ上端値(L<sub>10</sub>))</p>	8.4-12 (460)	<p>表 8.4.11 建設作業振動の予測事項 建設作業振動(複合機械による80%レンジ上端値(L<sub>10</sub>))</p>
8.4-16 (464)	<p>1) 建設機械の振動レベル 予測時期の工事開始後19か月目における建設機械の種類及び騒音パワーレベル等を、表 8.4.12 に示す。</p>	8.4-16 (464)	<p>1) 建設機械の振動レベル 予測時期の工事開始後19か月目における建設機械の種類及び振動レベル等を、表 8.4.12 に示す。</p>

環境影響評価準備書		環境影響評価書	
ページ	内容	ページ	内容
8.4-18 (466)	b 予測地域 機械等の稼働に伴う工場振動の予測地域は、事業実施区域を中心とした約900m四方の範囲とし、予測地点は、敷地境界で振動レベルが最大となる地点及び現地調査地点とした。 <u>機械等の稼働に伴う工場振動の予測範囲及び予測地点を、図8.4.7に示す。</u>	8.4-18 (466)	b 予測地域 機械等の稼働に伴う工場振動の予測地域は、 <u>図8.4.7に示すとおり事業実施区域を中心とした約900m四方の範囲とし、予測地点は、敷地境界で振動レベルが最大となる地点及び現地調査地点とした。</u>
8.4-20 (468)	(c) 予測条件 1) <u>工場内振動源機械等の振動レベル及び台数</u> <u>工場内振動源機械等の振動レベル等を・・・対象とした。</u>	8.4-20 (468)	(c) 予測条件 1) <u>振動源とした機械等の振動レベル及び台数</u> <u>振動源とした機械等の振動レベル等を・・・対象とした。</u>
8.4-22 (470)	c 予測対象時期 廃棄物等の運搬車両の走行に伴う道路交通振動の予測対象時期は、 <u>新施設の稼働が通常の状態に達する時期(2024年度)</u> とした。	8.4-22 (470)	c 予測対象時期 廃棄物等の運搬車両の走行に伴う道路交通振動の予測対象時期は、 <u>新施設の稼働が通常の状態に達する時期である令和6年度(2024年度)</u> とした。 <u>土曜日については、廃棄物等の運搬車両の搬入出があることから、平日と同様に扱うこととし、道路交通騒音の予測は平日を対象とした。</u>
8.4-24 (472)	(c) 予測条件 1) 交通条件 予測時期における・・・	8.4-24 (472)	(c) 予測条件 1) 交通条件 予測時期における・・・ 2) <u>振動源の位置</u> <u>振動源は予測地点の上下車線のそれぞれ中央に仮想的な車線を配置し、路面上(高さ0m)に配置した。</u>

環境影響評価準備書		環境影響評価書	
ページ	内容	ページ	内容
8.4-31 (479)	<p>&lt;西知多道路の開通に伴う交通量の増加による影響&gt;(参考) 2030年度に開通が予定されている西知多道路により交通量が・・・検討した。</p> <p>2030年度に想定される交通量は、・・・である。</p>	8.4-31 (479)	<p>&lt;西知多道路の開通に伴う交通量の増加による影響&gt;(参考) 令和9年度(2027年度)に開通が予定されている西知多道路により交通量が・・・検討した。</p> <p>開通後の令和12年度(2030年度)に想定される交通量は、・・・である。</p>
8.5-5 (485)	<p>(イ) 予測地域 予測地域は、悪臭の拡散の特性を踏まえ、悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる<u>事業実施地域</u>周辺とした。</p>	8.5-5 (485)	<p>(イ) 予測地域 予測地域は、悪臭の拡散の特性を踏まえ、悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる<u>事業実施区域</u>周辺とした。</p>
8.5-6 (486)	<p>表 8.5.6 敷地境界における特定悪臭物質濃度及び・・・ アンモニアの予測結果 <math>\leq 0.1</math> ppm アセトアルデヒドの予測結果 <math>\leq 0.005</math> ppm</p>	8.5-6 (486)	<p>表 8.5.6 敷地境界における特定悪臭物質濃度及び・・・ アンモニアの予測結果 <math>\leq 0.1</math> ppm アセトアルデヒドの予測結果 <math>\leq 0.005</math> ppm</p>
8.8-5 (517)	<p>b 地下水質 なお、ふっ素、ほう素の環境基準値超過の原因は不明であるが、海域に近い埋立地であることから海水の影響を受けていると考えられる。 ふっ素、ほう素の・・・必要がある。</p>	8.8-5 (517)	<p>b 地下水質 なお、ふっ素、ほう素の環境基準値超過の原因は不明であるが、海域に近い埋立地であることから海水の影響を受けていると考えられる。<u>また、埋立において使用された名古屋港の浚渫土による影響を受けていることも考えられる。</u> ふっ素、ほう素の・・・必要がある。</p>

環境影響評価準備書		環境影響評価書	
ページ	内容	ページ	内容
8.8-11 (523)	b 地下水質 地下水の現地調査結果では、調査地点に設定した地点 1-7、1-8 ともに <u>ふっ素が、地点 1-8 において、ほう素が環境基準値を上回っていたが、他の項目は環境基準値を下回っていた。</u>	8.8-11 (523)	b 地下水質 地下水の現地調査結果では、調査地点に設定した地点 1-7、1-8 ともに、 <u>ふっ素が年平均値で環境基準値を上回っていた。地点 1-8 のほう素は、年平均値では環境基準値と同じ値であったが、春季及び夏季に環境基準値を上回っていた。</u> <u>両地点ともに、ふっ素、ほう素以外の項目は、年平均値で環境基準値を下回っていた。</u>
8.8-12 (524)	b 環境保全に関する基準との整合に係る評価 現地調査結果によれば、地下水の水質汚濁に係る環境基準項目は、 <u>両地点のふっ素を除いて環境基準値を下回っている。</u>	8.8-12 (524)	b 環境保全に関する基準との整合に係る評価 現地調査結果によれば、地下水の水質汚濁に係る環境基準項目は、 <u>地点 1-7、1-8 のふっ素の年平均値と、地点 1-8 のほう素の春季及び夏季の値が環境基準値を上回っていた。</u> <u>両地点ともに、ふっ素、ほう素以外の項目は、年平均値で環境基準値を下回っていた。</u>
8.11-14 (610)	表 8.11.7 注目種の調査方法 キタキチョウの任意採取法の調査方法 地域内を広く踏査し、捕虫網を用いたみつけ採り、枝葉や草をすくいとるスウィーピング、 <u>枝葉を叩いて落下させるピーティングの他、朽木崩しや石起こし等の方法を用いて採集した。また、外見や鳴き声等により現地で同定が可能な種については、その場で種名を記録した。</u>	8.11-14 (610)	表 8.11.7 注目種の調査方法 キタキチョウの任意採取法の調査方法 地域内を広く踏査し、捕虫網を用いたみつけ採り、枝葉や草をすくいとるスウィーピング <u>を行った。</u>

環境影響評価準備書

環境影響評価書

ページ 内容

ページ 内容

8.15-3 表 8.15.5 建設機械の稼働等に伴う活動区分毎の活動量 (665)

8.15-3 表 8.15.5 建設機械の稼働等に伴う活動区分毎の活動量 (665)

活動区分	規格等	延べ稼働台数 (台/工事中)	稼働時間 (時間/日)	燃料消費率 (L/時)	燃料使用量 (L/工事中)
杭打機 (山留・圧入)	130 t	200	6.0	28.28	33,936
削孔機 (パイプロハンマー)	1100cpm	125	5.9	27.45	20,244
ブルドーザ	15 t	275	5.0	15.76	21,670
バックホウ	0.7m <sup>3</sup>	2,100	6.3	17.75	234,833
クラムシエル	0.7m <sup>3</sup>	275	6.3	16.83	29,158
クローラクレーン	150 t	1,950	5.8	19.15	216,587
ラフタークレーン	130 t	1,155	6.0	40.83	282,952
ラフタークレーン	50 t	1,415	6.0	24.29	206,222
タイヤローラー	20 t	20	5.4	6.04	652
マカダムローラー	20 t	20	5.1	6.49	662
アスファルトフィニッシャー	2.3~6m、92kw	20	5.0	13.52	1,352
コンクリートポンプ車	110m <sup>3</sup> /h (大型)	241	6.9	15.52	25,808
合計					1,074,076

活動区分	規格等	延べ稼働台数 (台/工事中)	稼働時間 (時間/日)	燃料消費率 (L/時)	燃料使用量 (L/工事中)
杭打機 (山留・圧入)	130 t	200	6.0	28.28	33,936
削孔機 (パイプロハンマー)	1100cpm	125	5.9	27.45	20,244
ブルドーザ	15 t	275	5.0	15.76	21,670
バックホウ	0.7m <sup>3</sup>	2,100	6.3	17.75	234,833
クラムシエル	0.7m <sup>3</sup>	275	6.3	16.83	29,158
クローラクレーン	150 t	1,950	5.8	19.15	216,587
ラフタークレーン	130 t	1,155	6.0	40.83	282,952
ラフタークレーン	50 t	1,415	6.0	24.29	206,222
タイヤローラー	20 t	20	5.4	6.04	652
マカダムローラー	20 t	20	5.1	6.49	662
アスファルトフィニッシャー	2.3~6m、92kw	20	5.0	13.52	1,352
コンクリートポンプ車	110m <sup>3</sup> /h (大型)	241	6.9	15.52	25,808
コンクリートミキサー車	4.5m <sup>3</sup>	2,250	4.9	12.57	138,584
合計					1,212,660

表 8.15.6 建設機械の稼働等に伴う活動量及び排出係数

表 8.15.6 建設機械の稼働等に伴う活動量及び排出係数

活動区分	活動量 (燃料使用量)	二酸化炭素 排出係数
建設機械の稼働等 軽油の使用	1,074,076 (L/工事中)	2.58 (kg-CO <sub>2</sub> /L)

活動区分	活動量 (燃料使用量)	二酸化炭素 排出係数
建設機械の稼働等 軽油の使用	1,212,660 (L/工事中)	2.58 (kg-CO <sub>2</sub> /L)

環境影響評価準備書		環境影響評価書																									
ページ	内容	ページ	内容																								
8.15-8 (670)	<p>b 建設機械の稼働等 温室効果ガス総排出量は、<u>2,771</u> t-CO<sub>2</sub>/工事中と予測された。</p> <p>表 8.15.13 建設機械の稼働等に伴う温室効果ガス排出量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">活動区分</th> <th>二酸化炭素 排出量(t-CO<sub>2</sub>/工事中)</th> <th>温室効果ガス総排出量 (t-CO<sub>2</sub>/工事中)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設機械の稼働</td> <td>軽油の使用</td> <td><u>2,771</u></td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td><u>2,771</u></td> <td><u>2,771</u></td> </tr> </tbody> </table>	活動区分		二酸化炭素 排出量(t-CO <sub>2</sub> /工事中)	温室効果ガス総排出量 (t-CO <sub>2</sub> /工事中)	建設機械の稼働	軽油の使用	<u>2,771</u>	/	合計		<u>2,771</u>	<u>2,771</u>	8.15-8 (670)	<p>b 建設機械の稼働等 温室効果ガス総排出量は、<u>3,129</u> t-CO<sub>2</sub>/工事中と予測された。</p> <p>表 8.15.13 建設機械の稼働等に伴う温室効果ガス排出量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">活動区分</th> <th>二酸化炭素 排出量(t-CO<sub>2</sub>/工事中)</th> <th>温室効果ガス総排出量 (t-CO<sub>2</sub>/工事中)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設機械の稼働</td> <td>軽油の使用</td> <td><u>3,129</u></td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td><u>3,129</u></td> <td><u>3,129</u></td> </tr> </tbody> </table>	活動区分		二酸化炭素 排出量(t-CO <sub>2</sub> /工事中)	温室効果ガス総排出量 (t-CO <sub>2</sub> /工事中)	建設機械の稼働	軽油の使用	<u>3,129</u>	/	合計		<u>3,129</u>	<u>3,129</u>
活動区分		二酸化炭素 排出量(t-CO <sub>2</sub> /工事中)	温室効果ガス総排出量 (t-CO <sub>2</sub> /工事中)																								
建設機械の稼働	軽油の使用	<u>2,771</u>	/																								
合計		<u>2,771</u>		<u>2,771</u>																							
活動区分		二酸化炭素 排出量(t-CO <sub>2</sub> /工事中)	温室効果ガス総排出量 (t-CO <sub>2</sub> /工事中)																								
建設機械の稼働	軽油の使用	<u>3,129</u>	/																								
合計		<u>3,129</u>		<u>3,129</u>																							
10-1 (713)	<p>10 事後調査計画 本事業による工事の実施及び・・・実施しないこととした。</p>	13-1 (777)	<p>10 事後調査計画 本事業による工事の実施及び・・・実施しないこととした。 <u>なお、現地調査により環境基準値超過が確認された土壌、地下水質の状況把握のための定期的な地下水質のモニタリング及び動物の環境保全措置として移殖するワスレナグモの巣穴の定着状況の調査を、表 13.1 に示す環境監視として実施する。</u> <u>(表 13.1)</u></p>																								

環境影響評価準備書		環境影響評価書	
ページ	内容	ページ	内容
用語-8 (724)	自動車騒音の要請限度 騒音規制法においては、市町村長は指定地域内における自動車騒音を低減するために、測定に基づき、道路管理者などに意見を述べ、都道府県公安委員会に対して <u>対策を講じるよう要請することができる</u> としている。この判断の基準となる値を要請限度と呼ぶ。	用語-8 (788)	自動車騒音の要請限度 騒音規制法においては、市町村長は指定地域内における自動車騒音を低減するために、測定に基づき、道路管理者などに意見を述べ、都道府県公安委員会に対して <u>道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するもの</u> としている。この判断の基準となる値を要請限度と呼ぶ。
用語-9 (725)	振動規制法に基づく要請限度 振動規制法においては、市町村長は指定地域内における道路交通振動を低減するために、測定に基づき、道路管理者などに意見を述べ、都道府県公安委員会に対して <u>要請することができる</u> としている。この判断の基準となる値を要請限度と呼ぶ。	用語-9 (789)	振動規制法に基づく要請限度 振動規制法においては、市町村長は指定地域内における道路交通振動を低減するために、測定に基づき、道路管理者に対して <u>道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対して道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するもの</u> としている。この判断の基準となる値を要請限度と呼ぶ。
用語-11 (727)	騒音規制法に基づく要請限度 騒音規制法に基づく自動車騒音対策に係る行政措置。住居の集合地域や病院・学校の周辺地域であって、騒音規制法に基づく指定地域に指定されている地域において、市町村長は、自動車騒音が一定の限度（これを「要請限度」という）を超え道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときには、都道府県公安委員会に対して <u>道路交通法に基づく交通規制等の措置を講じるよう要請</u> できる。	用語-11 (791)	騒音規制法に基づく要請限度 騒音規制法に基づく自動車騒音対策に係る行政措置。住居の集合地域や病院・学校の周辺地域であって、騒音規制法に基づく指定地域に指定されている地域において、市町村長は、自動車騒音が一定の限度（これを「要請限度」という）を超え道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときには、都道府県公安委員会に対し、 <u>道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するもの</u> としている。

環境影響評価準備書		環境影響評価書	
ページ	内容	ページ	内容
資料編 1-187 (187)	表 1-10.1(1) 1) 資料による 2020 年次の排出係数 (No. 671 記載値) 大型車の時速 70km/h の浮遊粒子状物質の排出係数 <u>0.010600</u> g/km・台	資料編 1-187 (187)	表 1-10.1(1) 1) 資料による 2020 年次の排出係数 (No. 671 記載値) 大型車の時速 70km/h の浮遊粒子状物質の排出係数 <u>0.010580</u> g/km・台